



熊本県公報

号外 第17号
平成26年3月31日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 企業立地促進法に基づく同意集積区域内における県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を2年間延長することとした。(第4条の13関係)
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第43号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。
第4条の13第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。
附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。